

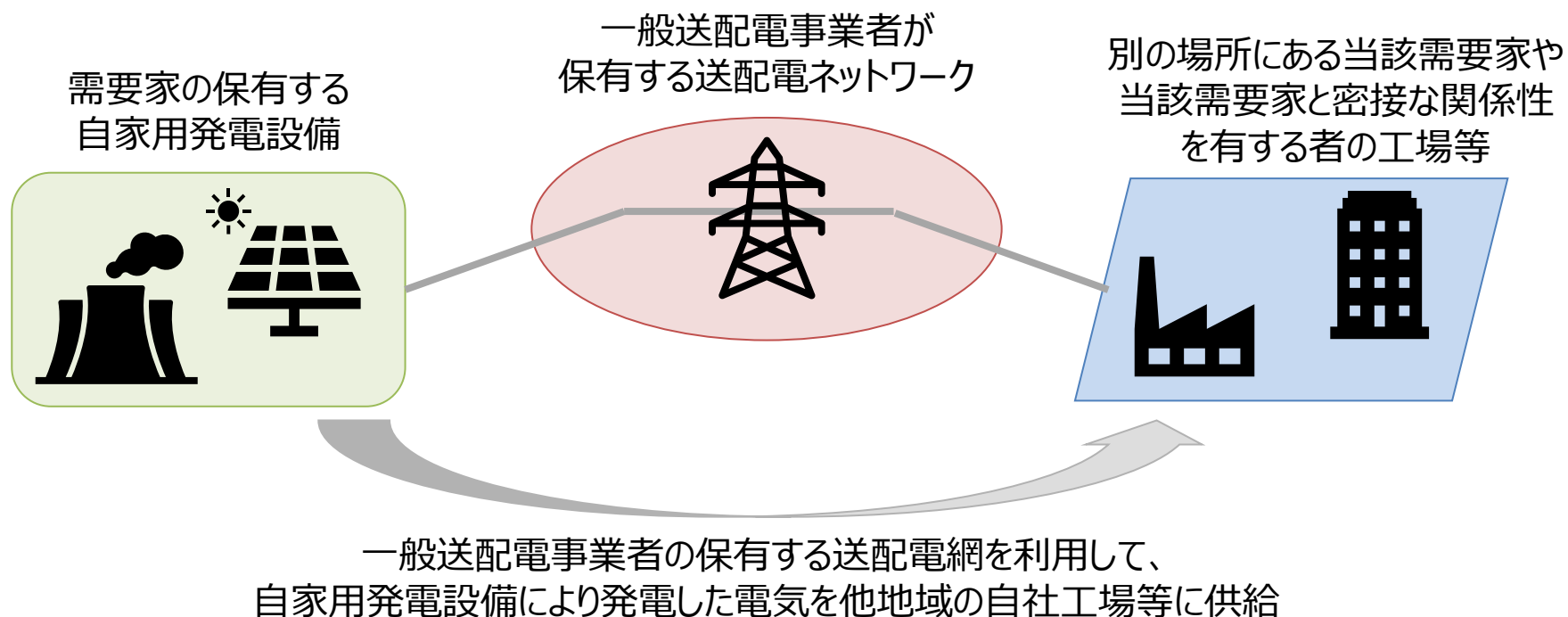
再エネ導入の拡大に向けた 今後の自己託送制度の在り方について

2023年12月26日

資源エネルギー庁

1. 自己託送制度に関する経緯・趣旨

- 自己託送とは、一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度。
- 東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力を有効活用することにより、電力系統全体における供給安定性を向上させる環境を整備するという観点から制度化したもの。
- なお、自己託送は自家発自家消費の延長と考えられることなどから、自家発自家消費と同様に再エネ賦課金を徴収する対象となっていない。



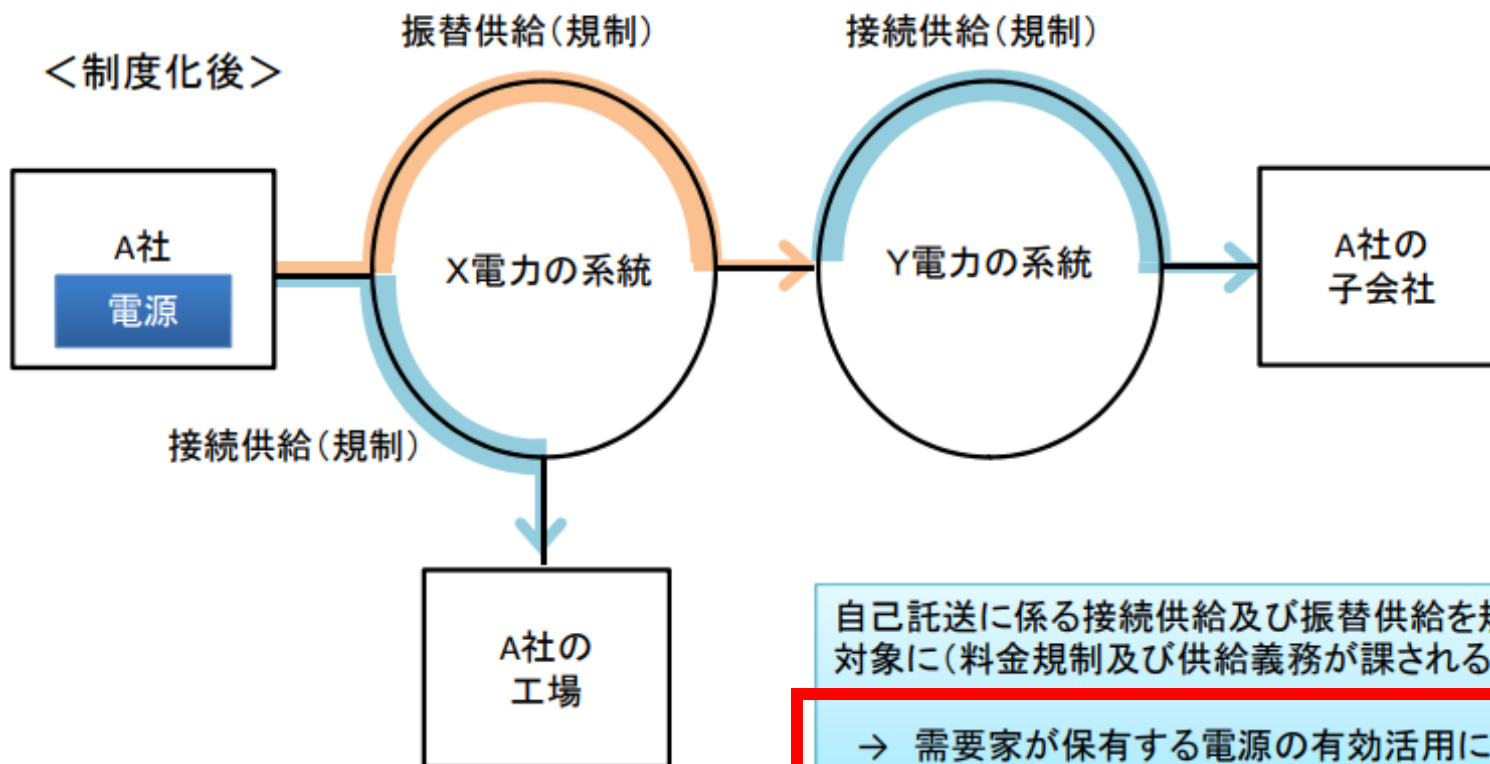
(参考) 自己託送の制度化について

第10回電力システム改革専門委員会
(平成24年12月6日)
資料3-6 事務局提出資料 赤枠囲み追記

自己託送の制度化

3

○現在、自己託送は電気事業法に基づかない一般電気事業者の自主的な取組として提供されているが、①自家発電設備の有効活用による需給ひっ迫の緩和を促すとともに、②ネットワーク利用の公平性を確保する観点から、自己託送に係るルールを設けることとしてはどうか(自己託送の制度化)。



自己託送に係る接続供給及び振替供給を規制の対象に(料金規制及び供給義務が課される。)

→ 需要家が保有する電源の有効活用により、電力系統全体の需給ひっ迫改善に貢献。

(参考) 自己託送の制度化について

第10回電力システム改革専門委員会
(平成24年12月6日)
資料3-6 事務局提出資料 赤枠囲み追記

制度化の方向性

4

○自己託送の制度化にあたっては、以下の方向で制度化することとしてはどうか。

1. 託送を利用できる主体

◆託送供給を受けられる主体の範囲を、自家用発電設備を保有し、余剰電力を電力会社の系統に逆潮流させる需要家に拡大。

2. 供給エリア

◆エリアをまたぐ自己託送を認める。(自己託送の場合にもエリアをまたぐ振替供給を義務づける)

3. 供給先の電圧階級・受電電力

◆供給先の電圧階級(特別高圧、高圧、低圧)、契約電力にかかわらず、自己託送を認める。

4. 供給者と供給先の関係

◆供給者と供給先との間に一定の資本関係があるなど「密接関係性」が認められる場合には自己託送を認めることとする。

5. 料金体系

◆現行の託送制度と同様、需要地の電圧階級に応じた託送料金とする。
◆利用頻度の低い自己託送もあると考えられることから、託送料金については、ネットワーク利用者間の公平性に配慮しつつ、完全従量制の料金体系を設けることとする。

6. 同時同量

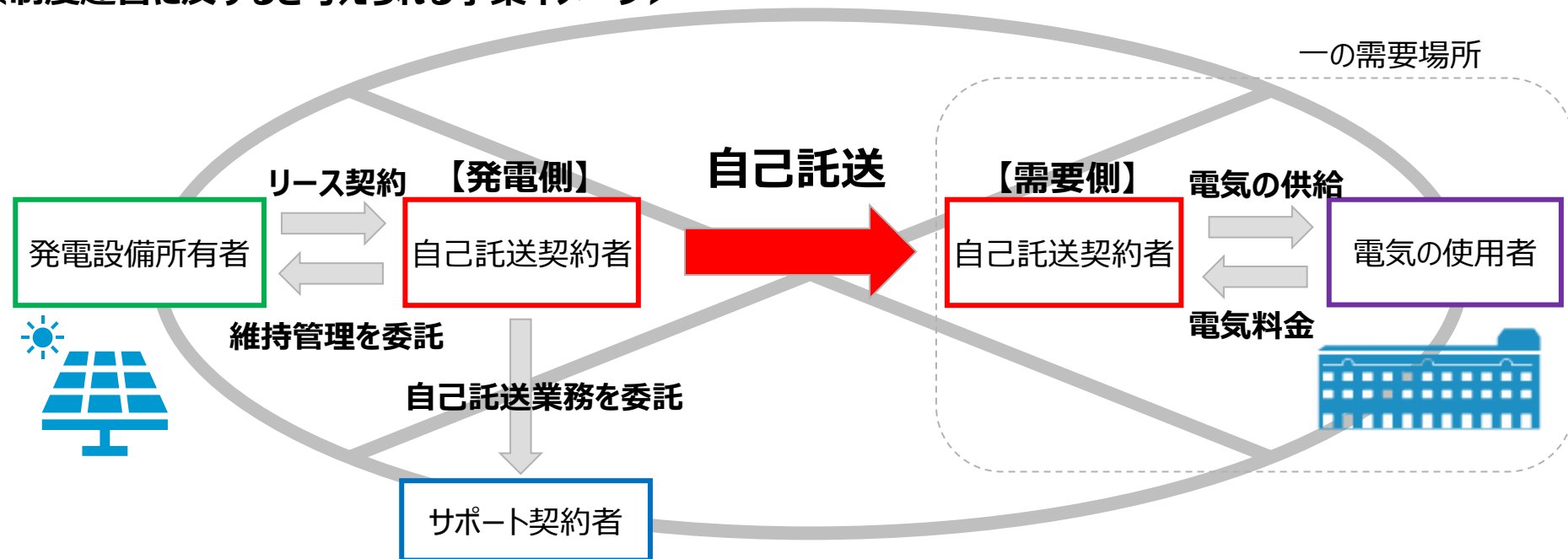
◆自己託送を行う需要家は、①電気事業を営む事業者ではないこと、②託送規模も小さく変動範囲外インバランスが発生しやすいこと、から±10%以内の変動は変動範囲内インバランスとするなどインバランス負担のあり方には留意が必要。

※なお、現時点で(非規制の)自己託送を利用している場合、制度化後も現行の契約内容について一定の配慮が必要ではないか。

2. 再エネの活用拡大に伴う自己託送の活用拡大の状況

- 昨今、環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加する中で、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自己託送を積極的に活用する事業者が増加している。
- こうした自己託送を活用した事例の中には、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という自己託送の制度趣旨に反し、実態としては他者から電気を調達し他者に供給していると解される案件が多く見受けられる。
- 具体的には、①他者が開発・設置した発電設備をリース契約等で借り受け、需要家が名義上の管理責任者となることで自己託送の要件を満たした上で、実際の発電設備の維持管理に係る業務を外部に委託する事例や、②自己託送により送電した電気を自ら消費せずに需要場所内で密接な関係性のない他者に供給（融通）している事例などが存在。

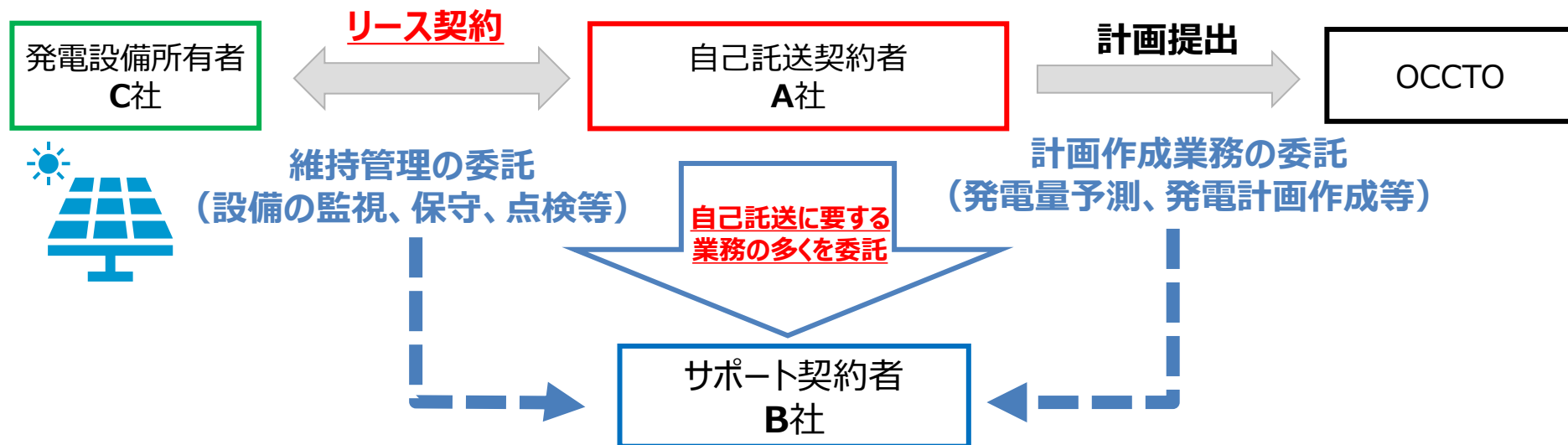
<制度趣旨に反すると考えられる事業イメージ>



制度趣旨に反すると考えられる事業イメージ（詳細）

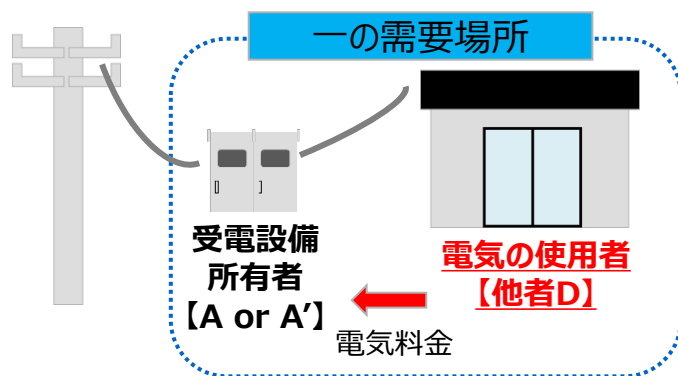
【発電側】

① リース契約等により発電設備を他社から借り受け、設備の維持管理や計画作成等の業務を外部に委託している事例

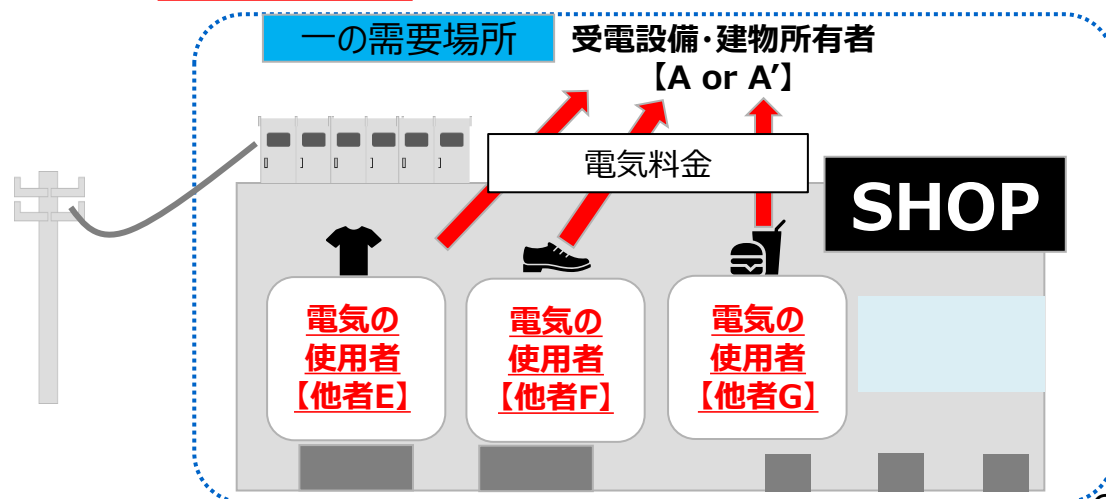


【需要側】

① 自己託送契約者等が受電設備を保有し、電気の使用者は他者となっている事例



② 自己託送契約者等が一括受電し、需要場所内で複数の他者に電力融通を行っている事例（デパートやモールなど）



自己託送契約者A or Aと密接な関係性を有する者A'

（参考）自己託送の活用に係る事業者の営業活動等の実態

- 再エネ設備の開発や設備の維持管理等の委託を受ける事業者等の中には、営業の活動等に当たり、賦課金負担がないことを自己託送のメリットとして訴求する事業者も存在。

＜事業者のWebサイト等における訴求の例＞

【事例 1】

再エネ賦課金 0 円！自己託送で再エネ電力調達

自己託送は遠隔地に設置した非FIT太陽光発電所の再エネ電力を一般送配電事業者が管理・運営する送配電ネットワークを利用して、需要地点へ送電（託送）する仕組みです。（略）、組合契約を締結すれば、発電事業者とは異なる外部企業（需要家）に対しても、再エネ電力を供給することが可能です。

【事例 2】

太陽光発電で自己託送制度を利用するメリット

（略）

◇コスト削減

自己託送制度では、自社の発電設備で発電した電力を使用するため、電力会社から購入する電力量を削減することが可能です。さらに、自己託送で使用する電気には再エネ賦課金がかからないため、電力会社から購入する電力量が減ればその分コスト削減が期待できるでしょう。

【事例 3】

自己託送を導入するメリット

（略）

自社で発電設備を設置する自己託送は、その供給分に関しては市場の電力価格の影響を受けないことが大きなメリットとなります。また、自己託送の場合は市場から調達する電力やオフサイトPPAの電力に課せられる「再エネ賦課金」が発生しません（2023年10月時点）。大規模な再エネ発電設備を設置して大量の再エネ電力を調達するほど、そのメリットは大きくなります。

3. 今後の自己託送制度の在り方について

- 一般に、発電事業者のみならず企業等の需要家が自ら再エネ設備に投資を行い、その設備により発電した電気を活用する取組は再エネの導入拡大の観点からも重要であるが、自己託送の活用に関しては、自己託送に再エネ賦課金が課されていないことから、他の審議会においても負担の公平性について指摘がなされている。
- 他方で、需要家主導により再エネ設備を導入する手法としては、いわゆるオフサイトPPAと呼ばれる小売電気事業者を介した手法（オフサイトPPAは一般的な小売供給と同様に再エネ賦課金が課されている）などが広がっており、政府としてもこれまで継続的にこうした取組を支援している。小売電気事業者においても、そうしたニーズを踏まえた料金メニュー等の提供も進んでいる。
- また、再エネ設備を用いた自己託送の場合、自己託送される電気のみでは需要を満たすことができず、不足分については小売電気事業者から小売供給がなされているケースが大半。こうした実態も勘案すれば、少なくとも自己託送制度の趣旨にそぐわない案件については、オフサイトPPA等を活用した形態により再エネを活用することが望ましいのではないかと。
- このため、現行の指針を改正し、自己託送制度の趣旨に照らして対象となる案件を明確にする観点から、発電側・需要側それぞれにおいて要件を厳格化し、要件を満たさない案件についてはオフサイトPPA等の活用を促していくこととしてはどうか。具体的には、大きく以下の観点から要件を整理することが考えられるか。
 - （１）発電側での厳格化
 - ① 発電設備の所有に係る要件【案１】
 - ② 発電設備の維持・管理に係る要件【案２】
 - ③ 送電する電気の性格に係る要件【案３】
 - （２）需要側での厳格化
 - ① 電気の最終消費者に係る要件【案４】

再エネ発電事業者による需要家への直接供給（再エネ賦課金の論点）

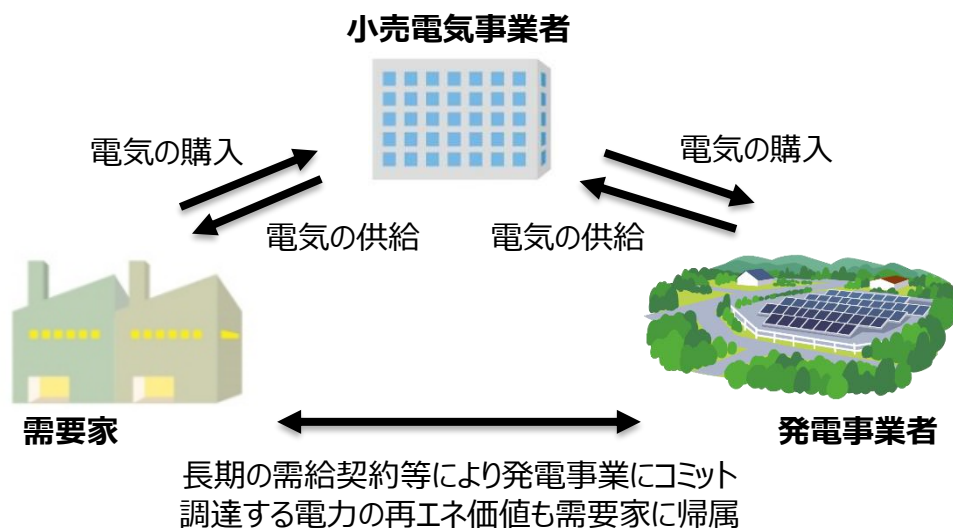
- 再エネ特措法上、再エネの買取に要する費用については、電力の需要家全体で公平に負担する観点から、需要家を使用した電気に対してその使用量に応じた負担を求める仕組みとして、「小売電気事業者から電気の利用者に対して供給された電気」に対して賦課金を徴収することと規定しているところ、自家消費や自己託送により使用された電気は、これに該当しないため、現行制度では賦課金を徴収する対象となっていない。
- このため、今般「密接な関係を有する他者」の定義を広げPPA等の普及を進めていくと、自己託送により賦課金の徴収対象外となる電気を使用する者が増加し、その分他の電気の利用者の負担が増えてしまうこととなる。
- FIT・FIP制度に頼らない非FIT再エネを促進していくことは、国民負担を軽減しつつ再エネの導入拡大に資するものとして評価できる一方で、固定価格買取制度の趣旨や買取期間が20年等であり、制度開始当初の買取価格が高く国民負担の大きな再エネの買取りが継続していることを踏まえると、需要家が電気の供給を受けるという点には差異がないに関わらず、ある需要家は賦課金を負担し、別の需要家は賦課金を逃れる、というような不公平な状態を生じさせるようなことは避けるべきではないか。
- そのため、まずは、現行制度の下で、再エネ発電事業者による需要家への直接供給の取組みを進めつつ、前述のようなデータ把握の仕組みを通じて、こうした新たな形態による取引の広がりや実態、ニーズを把握しつつ、必要に応じ、賦課金の負担の在り方については、関係審議会で検討していくこととしてはどうか。

(参考) FIT・FIP制度によらない再エネ発電設備の拡大

- 需要側での再エネ電気のニーズの高まりを受け、再エネ電気の供給を目的とした発電事業の広がりが進んでおり、個々の需要家ニーズに応じた新たな再エネ電気の調達手段として、小売電気事業者を介したPPAが広がりを見せている。
- 経済産業省においては非FIT/FIPによる需要家主導型のオフサイトPPAへの補助金（R3年度補正予算、R4年度当初・補正予算、R5年度当初予算で累計約32.6万kW※の案件を採択済）による支援を通じて、こうした取り組みを促進しているところ。（※令和5年12月26日現在）

<需要家主導による再エネ導入の促進>

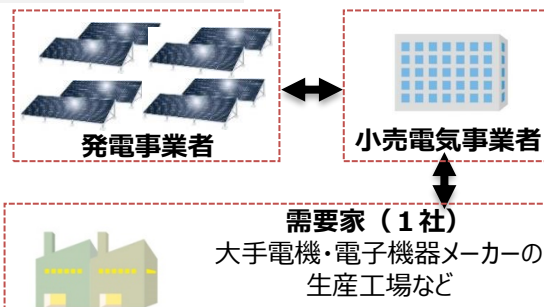
FIT・FIP制度や自己託送制度によらず、太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期供給する等の一定の要件を満たす場合の設備導入を支援。



補助金の採択事例

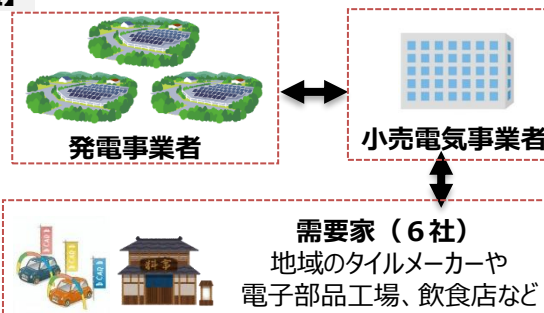
【小規模設備を集約し大規模需要を満たす取組】

- 電気・電子機器の製造メーカー工場を需要地とし、20年間の再エネ電力の長期供給を実施。
- 発電所は、全国各地に立地し、小型発電所を複数組み合わせることで、大規模な需要を満たす電力を確保しようとする取組。



【地域の需要家が連携した取組】

- 地域の電子部品工場やタイル製造工場、自動車販売店や飲食店などの中小企業群が需要家となり、太陽光発電による再エネを共同して調達すべく連携。
- 地域に根ざした発電事業者・小売電気事業者がこれらの需要家に呼びかけを行い実現した、地域が一体となった取組。



4. 厳格化する要件の検討①：発電設備の所有に係る要件【案1】

- 自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的としたものであり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではない。
- この点、足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備を貸与（リース）を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自らの需要に応ずる電気を送電するものとして自己託送を利用している場合がある。
- こうした実態を踏まえ、他者が開発・設置した発電設備の譲渡※¹又は貸与※²等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合については、自己託送の対象ではないことを明確化することが考えられるのではないかと。なお、再エネ設備の開発に当たっては、需要家となる者の子会社が発電設備を開発・設置し、発電開始等に当たって、需要家である親会社が当該設備の譲渡を受けるケースも想定される。こうしたケースは、自ら設置した設備と同等と捉えることも可能と考えられるが、この場合における子会社の要件の明確化が困難であることから、譲渡元が完全子会社のケースに限り譲渡を認めることとしてはどうか。
- その上で、上記の完全子会社からの譲渡を除いて、原則として例外を認めないことを前提としつつ、これと同等と認められるケースが明らかになった場合には、必要に応じて本委員会等で検討の上、判断していくこととしてはどうか。
- また、需要側における受電設備についても、他者が設置等した受電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合については、上記と同様に自己託送の対象ではないことを明確化することが適当ではないかと。

※1 自社で開発投資を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われる場合は除く。 ※2 所有権移転型リース契約を含む

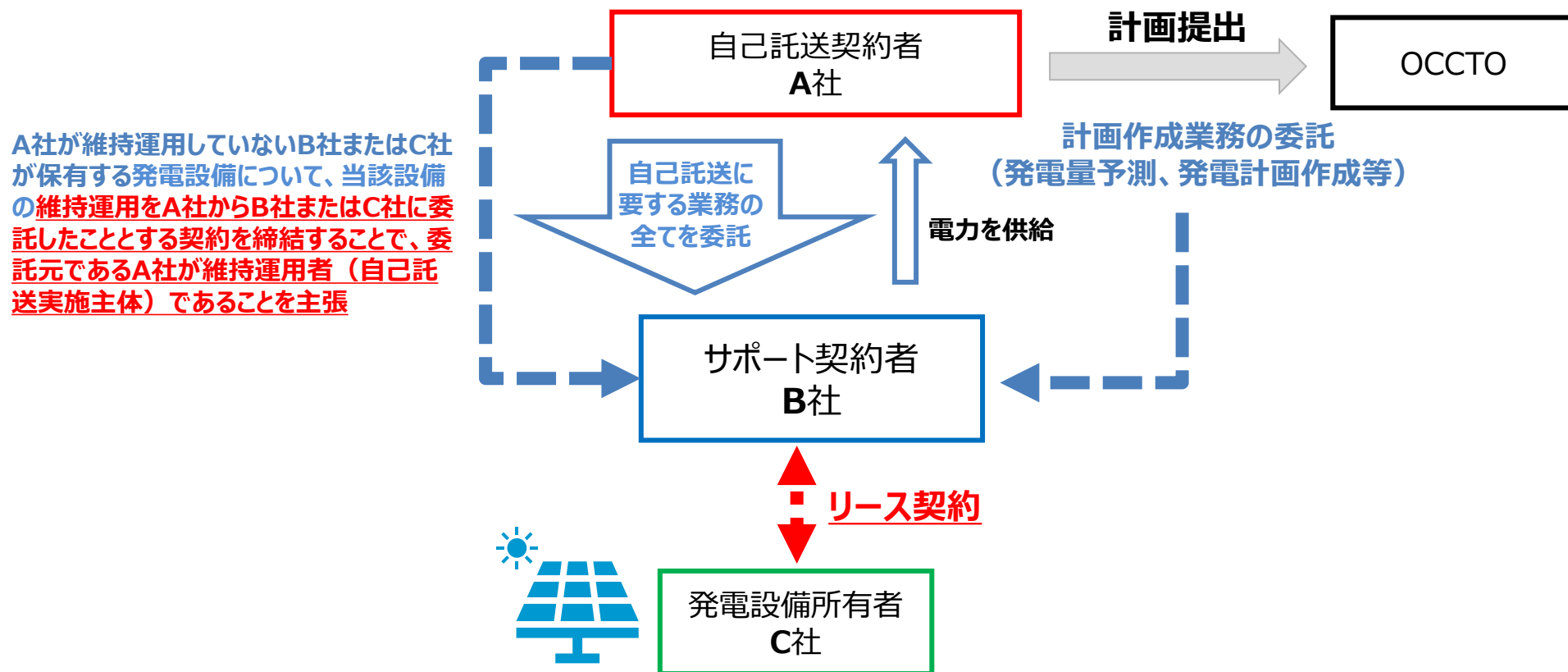
4. 厳格化する要件の検討②：発電設備の維持・管理に係る要件【案2】

- 案1と同様に、自己託送制度の趣旨を踏まえれば、自己託送を利用する需要家は、自ら所有する発電設備について、自家用発電設備と同様に、自ら維持・運用等していることが前提となると考えられる。
- 他方で、足下で確認された事例においては、需要家が、名義上の管理責任者となって自己託送を利用しているにも関わらず、発電設備の維持・運用等を全て他の事業者等に外部委託している場合がある。
- こうした実態を踏まえ、少なくとも発電設備の維持・運用等に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することが考えられるのではないかと。
- ただし、発電設備の維持・運用等に係る業務は、例えば以下の項目のように多岐にわたり、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要。
 - ✓ 発電設備の維持管理（操作、監視、点検、検査、補修等）
 - ✓ 託送料金・インバランス料金の精算
 - ✓ 発電量予測・需要量予測（発電計画・需要計画作成）
 - ✓ 負荷追随供給を行う小売電気事業者への通告・流通費用調整額の精算（小売供給と併用する場合）
- また、維持管理や発電量予測といった業務は専門的なノウハウが必要であり、需要家による再エネの導入拡大を図る観点からは、その全てを需要家自身が行うことを求めることは過大な要求であるとの考え方もあり得る。加えて、業務を外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要。

(参考) 発電設備の維持・管理に係る不適切事例

- なお、需要家以外の者が発電設備を所有又はリースを受けているなど、需要家が発電設備の維持及び運用を行う根拠を持たないにも関わらず、当該発電設備の維持及び運用を含めた自己託送に要する業務を委託したと主張することをもって名義上発電設備の管理責任者であると申告し、自己託送契約者となるスキームも確認された。
- こうした事例は現行の電気事業法及び指針の規定を踏まえれば自己託送の要件に該当しているとは考えられず、今後も対象とはならない。

エネルギーサービス契約を活用した自己託送の不適切事例



4. 厳格化する要件の検討③：送電する電気の性格に係る要件【案3】

- 案1と同様に、需要家が自ら保有する発電設備の余剰電力の有効活用という制度趣旨を踏まえれば、発電した電気の全量を発電地点とは別の需要地に送電するケースを想定した仕組みではない。
- 他方で、足下で確認された事例においては、設置した再エネ設備によって発電した電気の全量を発電地点とは別の需要地に送電している場合が大半であることを踏まえれば、自家消費を除いた余剰電力分を送電する場合のみ自己託送の対象として明確化することも考えられるのではない。
- ただし、今日の電気事業を巡る環境は制度導入当初から大きく変化しており、再エネをはじめとした分散型電源の活用が進展していることや、需要家が直接的に再エネ設備の導入を進めるニーズや事例が増加していることなどを踏まえれば、こうしたケースを一概に除外することが適切か、電気事業制度全体を俯瞰した検討が必要。
- また、仮に上記のような明確化を行う場合も、発電地点で一定の電気を消費していることを確認する必要があるが、①複数の発電地点を束ねるような場合を含め、「発電地点」の範囲をどのように定義するか、②大小様々発生する消費電力について「発電地点における消費」をどのように定義するか、といった詳細な基準を検討する必要がある。

4. 厳格化する要件の検討④：電気の最終消費者に係る要件【案4】

- 自己託送は、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家等の需要場所に送電するものであり、送電する電気の最終消費者は、自家用発電設備を保有する需要家であることを想定している。
- 他方で、足下で確認された事例においては、需要場所における受電設備を保有していること等をもって自身の需要とみなし、需要場所内でテナント等の他者に電気を供給（融通）する形式をとり、従前から設定されている密接な関係性要件を満たしていない当該他者が実体的に電気の最終消費者となっている場合がある。
- この点、一の需要場所内における電気のやり取りを行うことそのものについては、いわゆるマンション一括受電等の供給形態が認められているように、現行の電気事業法においては否定されるものではない。
- しかしながら、自己託送においては、従前から設定されている密接な関係性要件を満たしていない他者への電気の供給（融通）を実体的に認めることは、制度趣旨等に反するものであり、このようなケースを認めないことには一定の合理性があるのではないかと。
- したがって、自己託送の活用に当たっては、一の需要場所内で他者に電気を供給（融通）する場合には、当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求めることとしてはどうか。
※一の需要場所内における電気の供給（融通）先である他者の全てに密接な関係性が必要となる
- なお、小売供給契約においては、需要家（電気の最終消費者）と一定の特別な関係が認められる者が、当該需要家に代わって契約名義人となることが例外的に許容されているが（例えば、フランチャイズ形式においては、フランチャイザーがフランチャイジーに代わって契約名義人となることが許容される場合がある）、現在も自己託送における接続供給契約においては同様の特例は認められておらず、今後もこの扱いに変更はない。

5. 自己託送の要件厳格化の方向性

- 自己託送は、国による許可等を必要とするものではなく、一般送配電事業者と需要家等との契約によって実施されていることから、厳格化案の検討に当たっては、要件が明確であることが不可欠。また、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランスや、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮する必要があるのではないかな。
- こうした観点から、案 1 ～ 4 を比較した場合、下表のように整理することが可能であり、現時点においては案 1 及び案 4 に基づいた要件の厳格化を行うことで、自己託送の明確化を行ってはどうか。
- その上で、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、案 2 や案 3 を含む更なる要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしてはどうか。
- また、再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討が必要となるのではないかな。

	要件の明確性	政策全体のバランス	対応までの期間
【案 1】 発電設備の所有に係る要件	○ 要件が外形的に判別しやすい	○ わサトPPA等への支援があり、 再エネ活用への影響軽微	○ 厳格化対象が明確であり 迅速に対応可能
【案 2】 発電設備の維持・管理に係る要件	× 要件とする主な業務について 実態を踏まえた線引きが必要	△ わサトPPA等への支援はあるが、 運用委託の是非が論点	△ 左記の検討に一定の時間が必要
【案 3】 送電する電気の性格に係る要件	× 厳格化の対象要件について 精緻化が必要	× 分散電源の活用の在り方等 も勘案した全体議論が必要	△ 左記の検討に一定の時間が必要
【案 4】 電気の最終消費者に係る要件	○ 既存要件の延長であり、 厳格化対象は明確	△ 既存の一括受電と一見不整合だが、 制度趣旨を踏まえれば適切	○ 追加の検討課題が無く 迅速に対応可能

6. 厳格化後の要件の適用対象・時期について

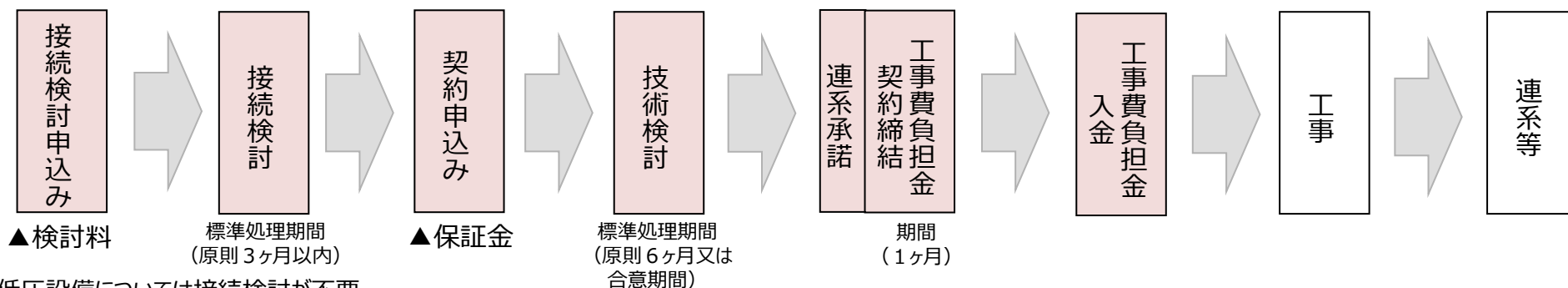
- 要件の厳格化に当たっては、事業者の費用負担の状況等を勘案し、**新たな要件を適用する対象・時期を決定する必要**がある。
- 事業者が自己託送を検討する場合、まずは発電設備の系統連系に向けた手続きを行う必要があり、その手続きは**①系統連系手続き前、②系統連系手続き中（特高・高圧：接続検討申込み後、低圧：契約申込み後）、③系統連系手続き完了（自己託送契約前）**の3つに大別できる。
- このうち、少なくとも**②の接続検討申込み等に当たっては、検討料等が発生**することから、**新たな要件を適用する時点で自己託送を前提に②の状態に達していない案件**については、既存の自己託送における接続供給契約の変更（発電設備の増設等）を含め、厳格化後の要件を適用する対象としてはどうか。
- また、**新たな要件を適用開始する時期**については、例えば以下のような考え方があり得るが、**適用開始までに期間を確保しすぎた場合、駆け込み案件が増加**することも想定され、**実務的な混乱を招くことが予想されること等を勘案し、（案A）とすることが適当**ではないか。※実務的に申込みが可能な期間は、各一般送配電事業者の営業日に準じる。

案A：2023年12月末までに系統連系手続きを行っていない（上記②に達していない）案件

案B：「自己託送に係る指針」改正の施行日前日までに系統連系手続きを行っていない案件

案C：本日（本委員会開催日）から3ヶ月経過した日の前日までに系統連系手続きを行っていない案件

<発電設備の系統連系までの基本的な流れ>



7. 関係規定の整備について

- 【案1】及び【案4】の対応を進めるため、「自己託送に係る指針」を改正し、必要な規定を追記してはどうか。
- 【案1】における実務としては、自己託送の申込み時に、「他者から譲渡又は貸与等を受けた発電設備ではなく、自ら設置した発電設備であること」について宣誓書の提出を求めることとしてはどうか。なお、判断が難しい事例については案件毎に自己託送の制度趣旨を踏まえて検討することとしてはどうか。
- 【案4】については、一の需要場所内に電気を使用する他者がいる場合には、当該他者との密接な関係を証する書類の提出を求め、「当該他者以外（他者がいない場合は自身以外）に電気の最終消費者が存在しない」ことについて宣誓書を求めることとしてはどうか。
- 加えて、宣誓内容に虚偽があった場合は契約解除を受け入れることについてあらかじめ同意を求めているかどうか。

<自己託送に係る指針 改正イメージ> ※その他所要の改正を行う

2. 自己託送利用者の範囲について

自己託送利用者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給を受ける者のことである。自己託送利用者は、自ら設置した法第2条第1項第5号ロに規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する者である必要があり、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。ただし、自己託送を利用しようとする者の完全子会社（当該者が株式又は持分の全部を有する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）をいう。以下同じ。）が設置した非電気事業用電気工作物について、当該者が当該完全子会社から譲渡を受けて維持し、及び運用する場合に限り、当該者は自己託送利用者に該当するものとする。

3. 自己託送における需要について

法第2条第1項第5号ロに規定する「当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要」（以下「自己託送における需要」という。）とは、最終的に電気を使用する者の需要である。そのため、自己託送により電気の供給を受け一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においては、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に施行規則第3条第1項及び本指針に規定する密接な関係がなければ、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。なお、一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と密接な関係を有する者が、他の者が設置した変電設備を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する場合に限り、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。

5. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について

自己託送を利用しようとする者は、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用するのではなく、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること（当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物については、当該密接な関係を有する者が設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること）並びに自己託送により電気の供給を受け一の需要場所において、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合には、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に密接な関係を有することを証する書類を提出するとともに、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと（当該一の需要場所内に他の者が存在しない場合には、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと）について宣誓書を提出する必要がある。加えて、宣誓した内容に虚偽があった場合は、自己託送に係る契約の解除を受け入れることについてあらかじめ同意する必要がある。

附 則

令和五年十二月三十一日以前に、自己託送利用者が維持し、及び運用する電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）と、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との接続に係る契約の申込み（当該自己託送利用者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物の電圧が七千ボルトを超えるもの（特別高圧）又は直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以下のもの（高圧）である場合は、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との接続に係る検討の申込み）が完了している場合（ただし、当該申込み完了後に自己託送利用者の名義を変更する場合を除く。）については、なお従前の例による。

8. 今後の進め方と留意点

- 本日の本委員会での議論を踏まえ、必要に応じ事務的な準備が整い次第、「自己託送に係る指針」の改正に向けた所要の手続きを進めることとしてはどうか。
- その際、令和6年1月1日以降、改正後の指針が施行されるまでの期間については、現場の混乱を回避する観点等を踏まえ、一般送配電事業者における自己託送における接続供給契約の新規申込みの受付を停止することとしてはどうか。

(参考) 関係条文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

第2条第1項

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 電気事業の用に供する発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電又は放電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。